

旭川医科大学病院

令和4年度第1回医療安全監査報告書

旭川医科大学病院医療安全監査委員会規程第2条に基づき、監査を実施しましたので、以下のとおり報告します。

1. 監査の方法

旭川医科大学病院医療安全監査委員会規程第2条に基づき、旭川医科大学病院における医療安全に係る業務の状況について、管理者等からの説明及び聴取、資料閲覧の方法により報告を求めることにより、監査を実施した。

2. 監査の実施日

令和4年10月11日（火） 17時30分～18時18分

3. 監査の内容及び結果

(1) インシデントの概要について（令和4年8月分）

COVID-19の影響によるスタッフのマンパワー不足や一般診療制限下においても、インシデント発生率が19%程度と（可能なら数値入れてください）低く抑えられていることから、医療安全チームをはじめとする病院スタッフ全体が医療安全の意識を高く保ち、前向きな取り組みが継続されていると評価できる。医師からのインシデントレポート提出は10%と微増してはいるが、さらなる増加が望ましい。

(2) 薬剤師より疑義照会事例報告について

疑義照会の受け入れ率が82%（全国平均75%）と高いことから、薬剤師に対する医師からの信頼が伺え、患者に安全性の高い医療が提供されていると評価できる。また、薬剤師の疑義照会後の未変更等について対応を求める姿勢からも、病院全体としての薬剤誤投与防止への意識の高さが感じられる。

今後は、学生への疑義照会の意義等の周知のための講義、ならびに疑義照会に対する未変更率のさらなる低下を目指していただきたい。

(3) 医療事故の再発防止に向けた提言第16号に対する当院の対応について

特に、耳鼻咽喉科、麻酔科医師の負担が増加することが危惧され、今後の医師の働き方改革への取り組み上問題となることも危惧されるため、慎重な検討をなされたうえで、早期のマニュアル策定が望ましい。

4. 総括

旭川医科大学病院の医療安全に係る業務について監査を実施し、適正な管理がなされていたと認める。

真摯な取り組みがなされている中での不十分な点への認識と改善に向けての方策の議論、策定に、医療安全に対する意識の高さを感じる。医療安全チームの継続的な努力の結果が示されており、高く評価したい。

令和4年10月11日

旭川医科大学病院医療安全監査委員会

委員長 齊藤 裕輔